

公益財団法人 大原記念労働科学研究所
著作権規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大原記念労働科学研究所（以下「この法人」という。）が編集、発行、公開するすべての著作物（以下、この法人の著作物等）に関する著作権の取扱いに関して取り決め、労働科学に関わる学術的及び実践的活動の振興に寄与することを目的とする。

2 この規程により、著作者自身を著作権管理に関わる事項から解放し、また著作物の周知性の向上を支援するなど、著作者の便益の拡大を図り、また、著者とこの法人の双方にとって不都合が生じないように、著作権に関わる取り扱いを定めるものである。

(著作権及び著作物等の定義)

第2条 この規程における著作権とは、著作権法で定められている著作権すなわち著作権財産権のことであり、著作者人格権は含まないものとする。

2 この法人の著作物等は、著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学術誌「労働科学」及び普及誌「労働の科学」へ掲載される論文及び記事等
- (2) この法人の編集、発行による単行本、ハンドブック、資料等
- (3) この法人のホームページで提供するコンテンツ等

(著作権の帰属)

第3条 この法人の著作物等の著作権は、原則としてこの法人に帰属する。特別な事情により原則が適用できない場合、著作権の扱いについては著作者とこの法人との間で協議の上、本規程により著作者が不都合を被らないよう、必要な措置を講じるものとする。

2 著作者からこの法人への著作権の譲渡は、著作者がこの法人に著作物等を投稿または寄稿し、当該著作物等をこの法人が受領した時点をもって成立するものとする。

3 この法人に投稿または寄稿された原稿がこの法人の著作物等として掲載されないことが決定された場合、この法人の著作物等の著作権をこの法人は著作者に返還する。

(著作者の権利)

第4条 原則として著作者は、この法人の著作物等の利用であることを明記の上で、著作者自身によるこの法人の著作物の全文またはその一部を複製あるいは翻訳・翻案などの形で他の著作物に利用できる。ただし、他誌、書籍、第4条第2項にある電子媒体以外の電子媒体等へ学術誌「労働科学」及び普及誌「労働の科学」の論文及び記事等の全文を転載する場合は、書面でその旨をこの法人に申し出、許可を得なければならない。

2 著作者は、著作者自身によるこの法人の著作物等を著作者個人及び著作者所属組織のウェブサイトに掲載することができる。ただし掲載に際しては、この法人の著作物であることを明記しなければならない。

(著作者による保証等)

第5条 著作者は、この法人に投稿または寄稿する著作物等が、①第三者の著作権、特許権、
実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれら
の出願または登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこ
と、②著作物等が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）か、
もしくは容認された二次出版であること、及び③著作物等が共同著作物等である場合に
は、この法人への投稿または寄稿を行うにあたり、当該共同著作物等の他の著作者全員
の同意を取得していることを保証する。

なお、著作者は、著作物等において第三者の著作物等を引用する場合には、出典を
明記しなければならない。

(二重譲渡の禁止)

第6条 著作者は、この法人以外の第三者に対し、著作物等に係る一切の著作財産権の譲渡
及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(第三者への利用許諾)

第7条 第三者からこの法人の著作物等の利用に関する承諾の要請があり、この法人にお
いて適当と認めた場合、この法人は著作者に代わって承諾することができる。

(著作権侵害)

第8条 この法人が著作権を有するこの法人の著作物等に対して第三者による著作権侵害
があった場合、著作者とこの法人との間で協議の上、措置する。

2 この法人の著作物の内容が第三者の著作権侵害、名誉毀損、またはその他の権利及び
利益の侵害問題を生じさせた場合は、著作者が一切の責任を負うものとする。

(既出版著作物等の取扱い)

第9条 この規程は、その施行以前のこの法人の著作物等の著作権についても適用される
ものとする。ただし、著作者から異議の申し出があり、その申し出がこの法人で承認さ
れた場合を除く。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、この法人の運営会議の議決による。

附 則

- 1 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
- 2 本規程は2013年5月7日から施行する。